明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九二）　二

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（二九三）　四

○保険法及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二九四）　五

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（二九五）　九

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二九六）　一〇

○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（二九七）　一九

○身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（二九八）　二〇

〔府　令〕

○保険法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（**内閣府**七六）　二〇

〔府令・省令〕

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　三

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**一〇）　三

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**一一）　三

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**一四）　三

〔省　令〕

○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（**総務・外務**三）　二四

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一八）　二六

○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（**同**一九）　二六

○旅券法施行規則の一部を改正する省令（**同**二〇）　二六

○身体障害者福祉法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一五七）　二六

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（**同**一五八）　二六

○森林国営保険法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六六）　二九

〔告　示〕

○労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件（**厚生労働**五〇三）　二九

○道路に関する件（**東北地方整備局**一六八、一六九）　三〇

○道路に関する件（**関東地方整備局**三五四）　三〇

○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一六六、一六七）　三〇

○道路に関する件（**九州地方整備局**一四二、一四三）　三一

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九二号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第七号）附則ただし書に規定する規定は、平成二二年一月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二九三号）（外務省）

1　在レシフェ及び在ジュネーブ日本国総領事館に関する部分を削ることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　在東ティモール日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、平成二二年一月一日から施行することとした。

◇保険法及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二九四号）（法務省）

1　保険法（平成二〇年法律第五六号）及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二〇年法律第五七号）の施行に伴い、森林国営保険法施行令その他の関係政令の規定の整理を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、保険法の施行の日から施行することとした。